

<追補> 平成 28 年 3 月正誤表対応版

【完全攻略】医薬品「登録販売者試験」合格テキスト 第 5 版 をご購入の皆様へ

平成 28 年 3 月に厚生労働省から『登録販売者試験に係る「試験問題の作成に関する手引き（平成 27 年 4 月版）」の正誤表が公表されました。本冊子は、平成 28 年 3 月の正誤表に対応するため補正情報をまとめたものです。「第 5 版」をご購読中のお客様は、本追補をご利用ください。

2016 年 4 月 20 日 発行
発行 中央法規出版株式会社

<第1章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
6	副作用の定義（表）	「我が国（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第4条第6項）」の列	削除
12	3行目	医薬品の使用上の注意等においては、	医薬品の使用上の注意においては、
14	2～3行目	医薬品の使用上の注意等において高齢者という場合は、おおよその目安として約65歳以上を指します。	医薬品の使用上の注意においては、おおよその目安として65歳以上を高齢者としています。
14	「一問一答」問1 1行目	医薬品の使用上の注意等において、	医薬品の使用上の注意において、

<第2章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
33	終わりから6行目	肝臓は、体内で最も大きい臓器で、	肝臓は、大きい臓器で、
57	終わりから11行目	エクリン汗腺	エクリン腺
57	終わりから9行目	アポクリン汗腺	アポクリン腺
63～66	63頁から66頁に出てくる「剤型」は「剤形」と読み替えてください。		
65	「軟膏剤 クリーム剤」の表中、2行目	適用部位に止まりやすい	適用部位に留まりやすい
76	終わりから17行目	場合がある貼付剤の	場合がある。貼付剤の

<第3章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
84	下から2行目	プロムワレリル尿素	プロモバレリル尿素
93	4行目	プロムワレリル尿素	プロモバレリル尿素
98	1行目 10～11行目 16行目	プロムワレリル尿素	プロモバレリル尿素
100	2行目 11行目 終わりから1行目	プロムワレリル尿素	プロモバレリル尿素
101	4行目	プロムワレリル尿素	プロモバレリル尿素
101	「一問一答」眠気を促す薬 問2	プロムワレリル尿素	プロモバレリル尿素
105	12行目	プロムワレリル尿素	プロモバレリル尿素
171	15～16行目	剤形はスプレー式で鼻腔内に噴霧するものが多く、小児向けの商品には液剤を綿棒で塗布するタイプもあります。	剤形はスプレー式で鼻腔内に噴霧するものが多くあります。

<第4章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
245	10行目	プログラム	プログラム等
249	4行目	患者の容体に合わせて	患者の容態に合わせて
251	「生物由来製品の定義」表中、2行目	(小分けを含む)	削除
260	5行目	医薬品及び医薬部外品	医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品
261	11～12行目	消費者庁長官	内閣総理大臣
261	終わりから5～6行目	消費者庁長官	内閣総理大臣
262	1行目	消費者庁長官	消費者庁
278	終わりから6行目	禁忌事項を <u>確実に確認</u> できるように	禁忌事項を <u>確認</u> すること及び当該医薬品の使用について薬剤師または登録販売者に相談することを <u>勧める旨を確実に認識</u> できるように
286	9行目	プロムワレリル尿素	プロムワレリル尿素※
286	10行目の次の行(表の外)に以下を加える。 ※「プロモバレリル尿素」の別名		
287	3行目	誘因	誘引
293	10行目	店舗販売業にあっては、その店舗の所在地が	薬局または店舗販売業にあっては、その薬局または店舗の所在地が

<第5章>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
322	14行目	医薬品または医療機器	医薬品、医療機器または再生医療等製品
322	終わりから8行目	医薬品または医療機器	医薬品、医療機器または再生医療等製品
323	2行目	原則、毎月とりまとめ、	とりまとめ、
327	15行目	「(法第68条の10第2項)。」の次に一文を加える。 なお、実務上は報告書を医薬品医療機器総合機構に提出することとなっています。	
329	6行目	「(法第68条の10第1項)(→P.328)。」の次に一文を加える。 なお、実務上は報告書を医薬品医療機器総合機構に提出することとなっています。	

<索引>

該当頁	該当箇所	改訂前	改訂後
365	「さ行」3行目	剤型	剤形
372	「ふ行」終わりから6行目	プロムワレリル尿素	プロモバレリル尿素

以上